

## 小牧市道路寄附受納取扱要綱

〔平成28年4月1日〕  
27小道第2143号

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路の管理について適切な運用を図るため、道路の寄附を受納する基準について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路をいう。
- (2) 市道 道路法第3条第4号に規定する道路をいう。
- (3) 袋路状道路 道路の一端のみが公道に接続している道路をいう。
- (4) 後退用地 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により、道路とみなされた土地をいう。
- (5) 道路拡幅部分 市道又は市が管理する道路の拡幅に係る部分の土地をいう。
- (6) 道路隅切り 道路が交差し、又は屈曲する場合において隅角部を切り取った部分の土地をいう。
- (7) 未登記土地 市道又は市が管理する道路のうち、個人名義である土地をいう。

(寄附受納の対象となる道路)

第3条 市が道路として寄附を受納する対象となるものは、前条第3号から第7号までに規定する道路又は土地であつて、次に掲げる要件（同条第7号に規定する土地にあつては、第1号に掲げる要件）を満たすものとする。

- (1) 所有権並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業その他の公益的事業の認可等を受けた事業者が事業の目的のために設定した地役権又は地上権以外の権利が設定されていないものであること。
- (2) 不法占用物及び私設下水道、浄化槽、ガス管、水道管等の地下埋設物がないこと。
- (3) 境界には、境界杭又はこれに類する境界を明示するものが設置され

ていること。

- (4) 道路交通の安全上又は道路網の構成に必要なものであり、かつ、周囲の立地状況等の諸条件から公益上、市の管理に属するべきであると認められること。

(道路の寄附基準)

第4条 道路としての寄附を受納する基準は、次のとおりとする。

- (1) 道路の有効幅員は、4.0メートル以上であること。
- (2) 起点及び終点が公道に接続していること。ただし、起点又は終点のどちらか一方が公共施設に接続している場合は、この限りでない。
- (3) 接続する公道の有効幅員は、4.0メートル以上であること。
- (4) 道路の構造が、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定めるもののほか、次に掲げる要件に適合するよう整備されたものであること。

ア 車道用側溝等の排水施設を設け、流末処理に支障がないこと。ただし、周囲の状況に照らして市長が必要と認める整備がされたものである場合は、この限りでない。

イ 縦断勾配は、原則として12パーセント以下であり、階段状でないこと。ただし、地形の形状その他特別の理由により、やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

ウ 路面及び附帯施設等の状態が良好で、車両の通行に支障がないこと。

エ その他道路の管理に支障を生じない状態であること。

(適用除外)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱の規定を適用しないものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による開発行為の許可を受ける必要がある道路又は許可を受けるために必要となる道路幅員の基準を満たすために拡幅する道路である場合
- (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による土地区画整理事業の施行区域内の道路である場合
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による土地改良事業の施行区域内の道路である場合
- (4) 新設道路（既設の道路敷地のないところに築造する道路をいう。）

である場合。ただし、市の道路事業によるものを除く。

(5) 市において維持管理することが、特定の者に対して著しい利益を誘導することになる道路である場合

(6) その他市長が不相当と認める場合

(袋路状道路の寄附基準)

第6条 袋路状道路は、前2条の規定にかかわらず、開発行為に伴い築造される道路の帰属基準に適合する場合のみ、寄附を受納するものとする。

(後退用地の寄附基準)

第7条 後退用地は、第4条第1号から第3号まで及び第5条の規定にかかわらず、第4条第4号の要件を満たす場合のみ、寄附を受納することができる。

(道路拡幅部分の寄附基準)

第8条 道路拡幅部分の寄附を受納する基準は、第4条及び第5条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 拡幅する市道が袋路状でないこと。

(2) 周囲の状況に照らして市長が必要と認める区間について、同一幅員以上であり、かつ、拡幅する市道と同一線形であること。

(道路隅切りの寄附基準)

第9条 寄附を受納する道路隅切りは、第4条及び第5条の規定にかかわらず、長さが3メートル以上であることを原則とする。ただし、やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(未登記土地の寄附)

第10条 未登記土地は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、寄附を受納するものとする。

(寄附の申出)

第11条 道路を寄附しようとする者は、土地寄附申出(承諾)書(別記様式)に必要な書類を添付して市長に申し出るものとする。

(費用負担)

第12条 寄附に要する費用のうち、土地所有権移転登記に要する費用以外の費用は、全て寄附の申出者の負担とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(審査会の付議)

第13条 第3条から第10条までに規定する基準に適合しない道路の寄

附については、小牧市道路、水路寄附受納審査会の審査に付するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、道路の寄附の受納に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市生活污水放流に関する指導要綱、小牧市道路寄附受納取扱要綱及び小牧市道路、水路等の用途廃止及び売払い事務処理要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市生活污水放流に関する指導要綱、小牧市道路寄附受納取扱要綱及び小牧市道路、水路等の用途廃止及び売払い事務処理要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。